資料3

FDMA 住民とともに 総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

感震ブレーカーの設置推進の取組について

令和8年11月2日
総務省消防庁予防課

危険密集市街地を有する自治体に対する感震ブレーカーの購入・取付支援

第１次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）

○　著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国1,662ha（令和5年度末時点））を有する地方公共団体（全国15市区）のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合
0%【R6】→100%【R12】

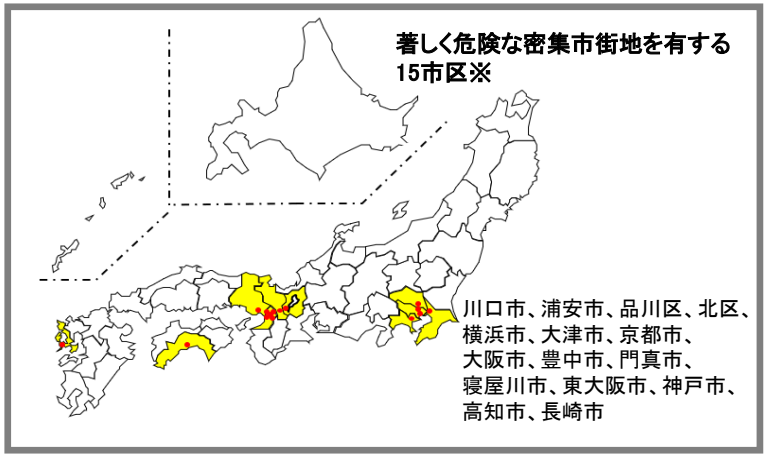
令和7年度補正予算

【火災予防対策の推進】

○　著しく危険な密集市街地に対する感震ブレーカーの普及推進

【新規】0.3億円

・　著しく危険な密集市街地を有する地方公共団体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。

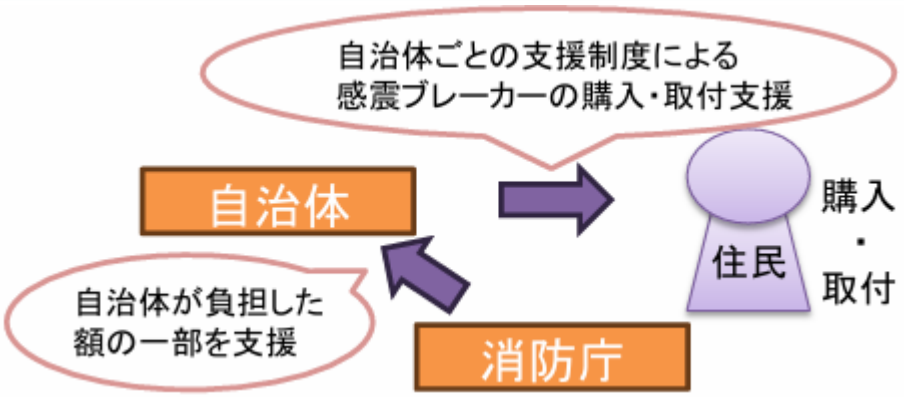


※「延焼危険性」、「避難困難性」を考慮しつつ、個々の地域特性を踏まえ、自治体が位置づけ

事業のイメージ

○　著しく危険な密集市街地の未解消地区（全国：1,662ha（令和5年度時点））を有する自治体（都道府県又は市区に対し、自治体が当該市街地の住民に対し感震ブレーカーの購入・取付支援を行う際に要する費用の一部を支援する。（自治体への間接補助）

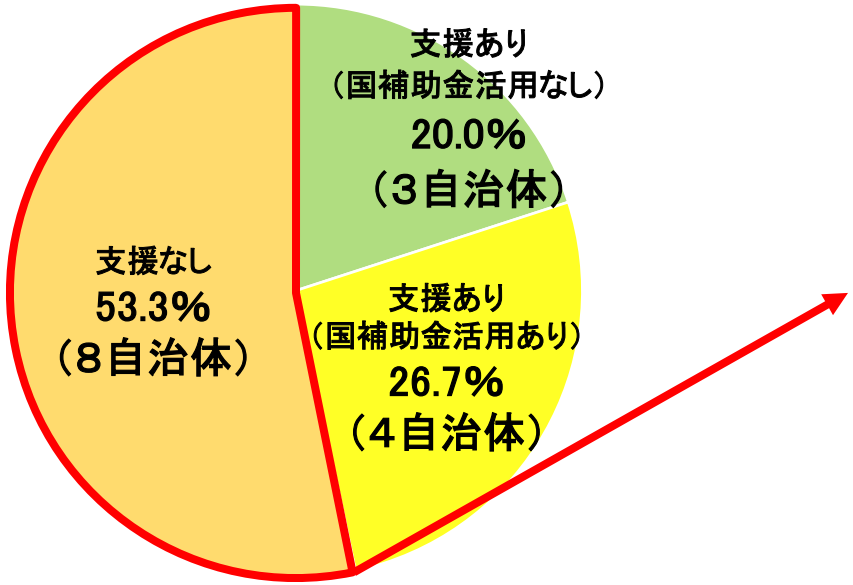
○　自治体において、感震ブレーカーの設置率の目標値を含む計画を立てることを要件とする。



危険密集市街地を有する自治体における支援状況（令和８年１０月時点）

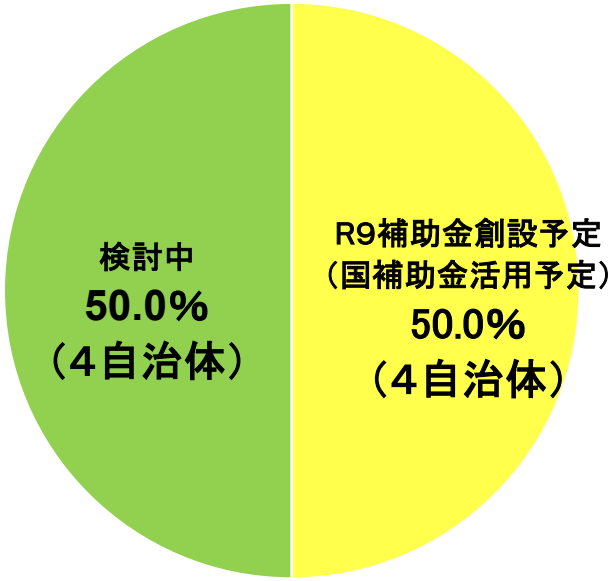
感震ブレーカーの取付支援状況、国補助金活用状況

＜自治体における支援事業と国補助金の活用状況＞



【１５自治体】

＜自治体における支援事業の今後の予定＞



【８自治体】

※　国補助金とは、
消防庁における「密集市街地対策支援補助金」及び
国土交通省における「社会資本整備総合交付金」、
「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」を指す。

危険密集市街地を有する自治体への働きかけ

○　消防庁では、危険密集市街地を有する自治体に対し、個別に状況をヒアリングするとともに、国費による補助事業の周知を行っているところ。引き続きフォローアップしていく。

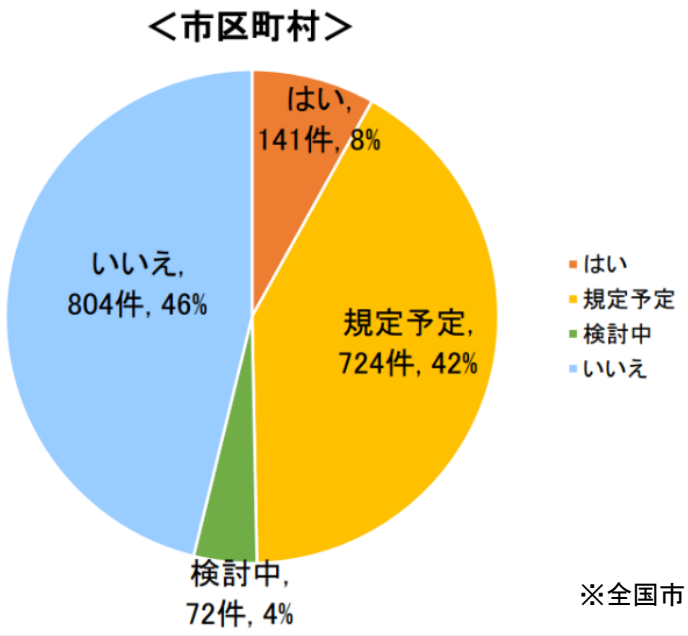
火災予防条例（例）における普及推進の位置づけ

火災予防条例（例）の改正（令和7年11月12日）

○　火災予防条例（例）
　（住宅における火災の予防の推進）
第29条の7　○○市（町・村）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。
　一　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
　二　住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

火災予防条例への規定状況（令和8年1月19日調査）

火災予防条例（例）の改正（令和7年11月12日消防予第444号）を踏まえ、感震ブレーカーの普及推進について条例に規定されていますか。



※全国市区町村を対象に調査実施

広報啓発の取組①

○　地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

○　地震による電気火災対策と感震ブレーカーについて周知するリーフレットや動画を作成し、都道府県及び各消防本部へデータ配布している。消防庁HPにも掲載している。



【消防庁作成リーフレット】

動画の内容

感震ブレーカーの普及推進に向けて、基本的な事項を周知。

- 地震により火災に至るメカニズム
- 通電火災の発生する仕組み
- 感震ブレーカーの仕組みと火災予防効果
- 感震ブレーカー作動時の留意点

令和6年度



令和7年度



【消防庁作成動画】

広報啓発の取組②

○　高齢者を対象とした住宅火災予防に関する注意喚起を目的とする「住宅防火・防災キャンペーン」において、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間企業と連携し、感震ブレーカーの普及啓発を実施している。



【住宅防火防災キャンペーンポスター】

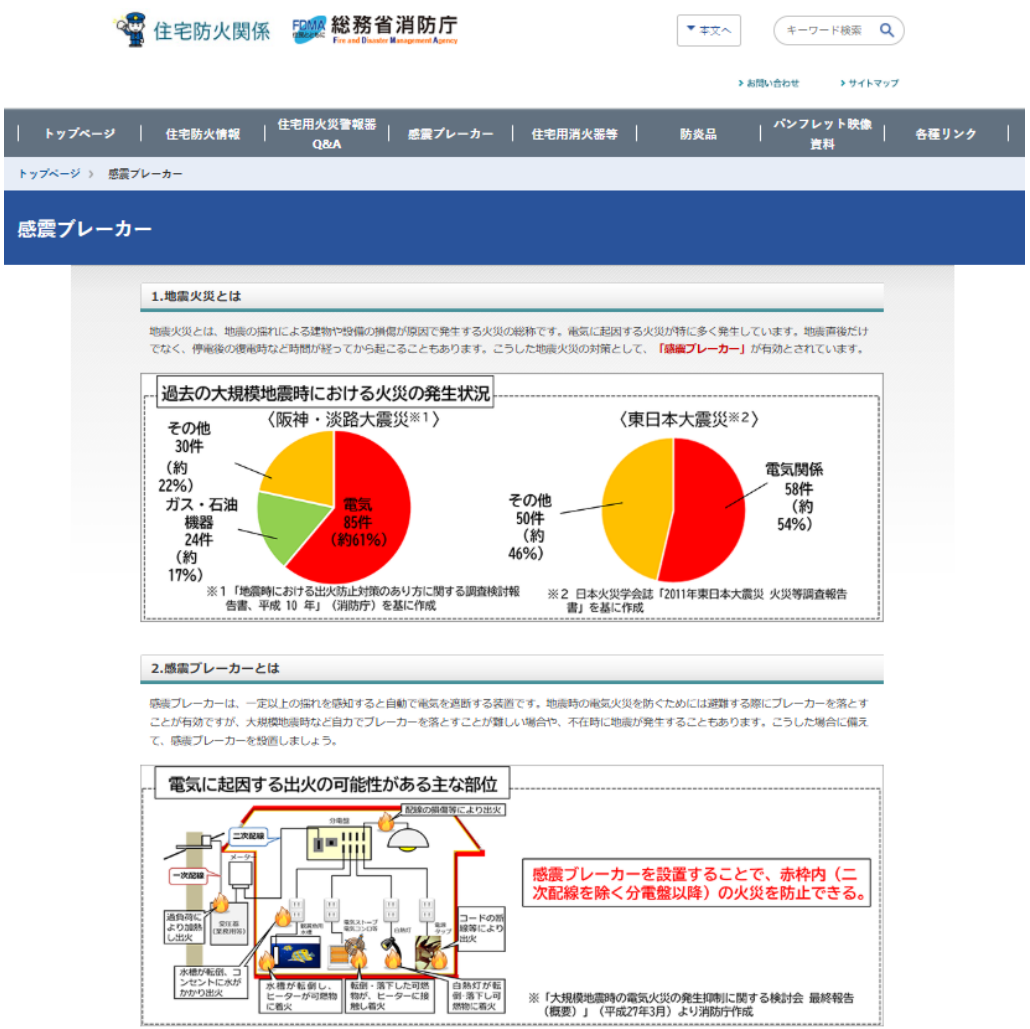
関係省庁：厚生労働省、国土交通省

＜協力団体＞	＜協力企業＞
一般財団法人　サービス付き高齢者向け住宅協会	アマゾンジャパン合同会社
一般財団法人　日本繊維製品品質技術センター(QTEC)	イオンリテール株式会社
一般財団法人　日本防火・危機管理促進協会	株式会社イトーヨーカ堂
一般社団法人　高齢者住宅協会	株式会社エディオン
一般社団法人　全国消防機器協会	株式会社島忠
一般社団法人　日本介護支援専門員協会	株式会社 dinos
一般社団法人　日本ガス協会	株式会社ニッセン
一般社団法人　日本損害保険協会	株式会社ニトリ
一般社団法人　日本たばこ協会	株式会社ビックカメラ
一般社団法人　日本 DIY・ホームセンター協会	株式会社ヤマダホールディングス
一般社団法人　日本民営鉄道協会	コーナン商事株式会社
一般社団法人　日本百貨店協会	ＤＣＭ株式会社
公益財団法人　日本防炎協会	東京地下鉄株式会社
公益社団法人　日本通信販売協会	（五十音順）
公益社団法人　日本バス協会	
日本チェーンストア協会	
認定特定非営利活動法人　日本防災士機構	
（五十音順）	

消防庁では、住宅防火・防災キャンペーンの実施に当たり、関係団体と連携しながら、ポスターの掲示やホームページへの掲載、会員・登録者向けメールマガジン等による情報発信を通じて、感震ブレーカーの普及促進など、住宅防火・防災対策に関する周知啓発を実施している。

広報啓発の取組③

○　感震ブレーカーの普及促進を図るため、住民、自治体職員、消防関係者等が必要な情報を一元的に入手できるよう、消防庁ホームページ内に感震ブレーカー特設ページを開設した。地震による電気火災への対策の必要性や、感震ブレーカーの機能・種類、補助制度等を分かりやすく発信している。





【感震ブレーカー特設ページ】